

【外貨普通預金規定】

1. (預金口座の開設)

預金口座開設申込の際には、当行所定の方法により、名称、住所、生年月日(法人の場合は設立年月日)その他の届出事項を届け出てください。当行は、法令で定める本人確認、口座の利用目的等の確認に加え、当行所定の確認を行います。当行は当行の判断で預金口座の開設をお断りすることがあります。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、口座を開設した店舗にかぎり預入れまたは払戻しが出来ます。

3. (取扱日)

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、払戻しまたは解約ができないことがあります。

4. (手続き)

この預金の預入れ、払戻しおよび利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当行所定の手続きにより取扱います。また、その際に適用される外国為替相場は、当行所定の外国為替相場により取扱います。

5. (預金口座への受入れ)

(1)この預金の受入れ額は、当該外貨1通貨単位以上の金額とします。

(2)この預金口座には、次のものを受入れます。

①円貨預金からの振替入金

②外貨預金からの振替入金(但し、この預金の通貨種類と同一通貨に限ります。)

③外国為替による振込金(但し、外貨建て為替による振込金は、この預金の通貨種類と同一通貨に限ります。)

ただし、この預金口座が第16条第2項から第4項のいずれかに該当する場合、受入れをお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、為替による振込金の受入れの際に、当行は取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、振込金の受入れをお断りできるものとします。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)現金による受入れはできません。

6. (預金の払戻し)

(1)この預金を払戻す時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により、記名押印(または署名)して当行に提出してください。

(2)前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示や預金者本人の意思による申し出であること等の確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3)この預金からの現金による払戻しはできません。

7. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

8. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高1通貨単位以上について、当該外貨1通貨単位を付利単位として、当行所定の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日にこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

9. (手数料)

この預金の預入れ、または払戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。

10. (届出事項の変更)

- (1) この預金の届出の印章を失った時、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により当店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により当店にお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定し

て各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答等いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答等、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
 - ① 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ② 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (5) 本条第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認める場合、当行は速やかに第1項から第4項にもとづく取引等の制限を解除します。
- (6) この預金口座の取引の際に、当行は、法令で定める本人確認、預金口座の利用目的等の確認のほか、当行所定の確認のため、取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部をお断りできるものとします。
- (7) 第1項から第6項により生じた損害については、当行は責任を負いません。

16. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、口座開設店へ申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に、解約されたものとします。

 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ② この預金の預金者が第13条に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合

- ⑤ 法令で定める本人確認等、および第15条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑥ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ⑦ 第15条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
- ⑧ 第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 第2項から第4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行に申出てください。

この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより、当行に対する借入金等の債務と相殺することができます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を提供するため、もしくは第三者の当行に対する債務で、預金者が保証人となっているものを担保するために、質権等の担保権が設定されている場合にも、同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合に、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (預金保険)

この預金は預金保険制度の対象外です。

20. (適用法令等)

この預金には上記規定のほか、「外国為替及び外国貿易法」その他日本の法律等の定めに従います。

21. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上